

1月11日(火)から

出張所および

休日市役所窓口センターの

します

税務課 66 1115 収納課 66 1117



今まで市内の各出張所や休日市役所窓口センターでは、住民票の写しや印鑑登録証明書など、住民証明関係の業務を行ってきました。1月11日(火)からは、その取扱業務が拡大し、税に関する各種証明書の交付や税の領収など、税関係業務の一部を行います。どうぞ、お近くの出張所や休日市役所窓口センターをご利用ください。なお、税に関する証明については、予約受付および時間外交付も行っていますので、こちらも、ぜひ、ご利用ください。

新しく取り扱う業務などの一覧表

取扱場所	東出張所 形原出張所 西浦出張所	休日市役所窓口センター
取扱日時	月～金の午前8時30分～午後5時 (祝日および年末・年始を除く。)	土・日・祝日の午前8時30分～午後5時 (年末・年始を除く。)
税に関する証明書の交付	所得証明書、課税証明書、 納税証明書、住民税決定証明書、 軽自動車税納税証明書(車検用)	所得証明書、課税証明書
	<p>手数料 1枚 200円</p> <p>次の方の場合は交付できませんので、平日に税務課までお越しください。</p> <p>ア 給与所得者で年末調整のされていない方や、給与支払報告書が市に提出されていない方</p> <p>イ 市・県民税または所得税の申告書を提出されていない方</p> <p>ウ 期限後申告、修正申告などで所得の内容が変更になった方</p> <p>エ 提出先などの定めた指定用紙への証明申請をされる方(手書きで証明する場合)</p> <p>オ 交付する証明書に特定の文字などを加えることが必要な方(公立高校授業料減免申請用の住民税決定証明書、車検以外に使用する軽自動車税納税証明書、国民健康保険組合・老人医療申請用の所得証明書など)</p>	
税の納付書の再交付	手数料 無料 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書の再交付をします。	
税などの領収	市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料を領収し、領収書の交付をします。納付書と現金をお持ちください。 税額の一部を納付される場合は、平日に収納課までお越しください。	

税に関する証明書の交付および税の納付書の再交付についての注意事項

証明書の交付申請および納付書の再交付申請ができる方

- ・納税義務者
- ・納税義務者と同居の親族
- ・納税義務者から委任された方(委任状が必要)

交付申請および再交付申請に必要なもの

運転免許証、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、パスポートなど公的機関が発行した写真付き身分証明書、または健康保険証など、申請者の身分を証するもの